

# 高齢者・障害者虐待防止のための指針

株式会社とやまヒューマンサービス

## 1. 虐待防止に関する基本的な考え方

高齢者・障害者（以下「利用者」という）への虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持と人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、利用者虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、利用者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。</li><li>② 介護・世話の放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置など、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</li><li>③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応など、利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</li><li>④ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること</li><li>⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。</li></ul> |
|---|

## 2. 虐待防止に向けた体制

- (1) 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を設置します。本委員会の運営責任者は委員長とし、委員の中から社長が指名します。各事業所の管理者を虐待防止担当者とします。
- (2) 本委員会は関係する職種や取り扱う事項が相互に関係が深い場合は、「身体拘束等適正化検討委員会」や他の委員会・会議と一体的に行う場合があります。
- (3) 本委員会は、必要な都度委員長が招集します。
- (4) 本委員会の議題は、委員長が定めます。具体的には次の内容について協議します。
  - ① 虐待防止委員会その他関連する社内の組織に関すること。
  - ② 虐待防止の指針の整備に関すること。
  - ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
  - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
  - ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、行政への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
  - ⑥ 虐待等が発生した場合、その原因等の分析から得られる再発防止策に関すること。
  - ⑦ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 3. 虐待防止のための職員研修

- (1)職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的な知識を普及・啓発するとともに、当社の指針に基づき虐待等の防止を徹底します。
- (2)具体的には次の内容で実施します。
  - ①虐待防止法の基本的な考え方の理解。
  - ②権利擁護事業・成年後見制度の理解。
  - ③虐待の種類と発生リスクの理解。
  - ④早期発見・事実確認と報告の手順。
  - ⑤発生した場合の改善策。
- (3)実施は年2回以上行います。また、新規採用時に実施します。
- (4)研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録します。

### 4. 虐待またはその疑い（以下「虐待等」という）が発生した場合の対応方法

- (1)虐待等が発生した場合には、速やかに行政に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であることが判明した場合には、役職位を問わず、厳正に対処します。
- (2)緊急性の高い場合には、行政や警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の人権と生命の保全を優先します。

### 5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1)職員が他の職員による利用者への虐待等を発見した場合、管理者に報告します。虐待者が管理者本人である場合は、他の上位者に相談します。
- (2)管理者は苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った職員の人権が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が管理者本人の場合は、他の上位者が行います。必要に応じ関係者から事情を確認します。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理し記録します。
- (3)事実確認の結果、虐待等の事象が事実と確認された場合には、当人に改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- (4)上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、行政の窓口等外部機関に相談します。
- (5)事実確認の内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、虐待防止委員会で当該事案を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6)虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ再発が想定されない場合でも、事実確認の概要及び再発防止策を行政に報告します。
- (7)必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告します。

### 6. 成年後見制度の利用支援

利用者または家族に対して成年後見制度について説明し、社会福祉協議会等の

適切な窓口を紹介する等の支援を行います。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情相談窓口担当者はその内容を苦情解決責任者に報告します。虐待者が苦情解決責任者本人である場合は、他の上位者に相談します。
- (2) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制」によるものとしてします。
- (4) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## 8. 利用者等に対する本指針の閲覧

利用者等はいつでも本指針を閲覧することができます。

## 9. その他虐待等防止の推進

上述の職員研修会のほか、虐待等防止に関する研修等に積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を向上するよう常に研鑽します。

(附則)

この指針は令和3年4月1日より施行する。